

## 令和6・7年度 入札参加資格審査申請要領【物品等】

春日井市が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る一般競争入札、指名競争入札及び公開見積競争（オープンカウンタ）に参加するには、入札参加の資格審査を受けなければなりません。

入札参加の資格審査を希望される方は、当要領に基づき、あいち電子調達共同システム（物品等）により、適正な入札参加資格審査申請を行ってください。

### 1 申請者の要件

入札参加の資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者でないこと。

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（指名競争入札の参加者の資格）

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- (2) 入札参加の資格審査を希望する営業の種類について、法令の規定により必要とされる許可・登録等を受けていること。
- (3) 春日井市が指定する国税、愛知県税及び春日井市税が未納でないこと（ただし、愛知県税及び春日井市税については、納税義務がある事業者に限る。）。(税目については、「4別送書類」を参照)
- (4) 「春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月19日付け春日井市長・愛知県春日井警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。

## 2 入札参加資格申請の方法

- (1) 入札参加資格申請をする方は、あいち電子調達共同システム（物品等）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。  
（ポータルサイト <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>）  
【参考】ポータルサイト－〈手引書・書類〉－「令和6・7年度入札参加資格申請 定時受付について」
- (2) 法人が申請する際の申請者は本店となります。支店や営業所等が申請者となることはできません。
- (3) 春日井市と契約する営業所については、本店（本社）以外に支店や営業所等を開設している場合でも、本店（本社）を含めたどこか1つの営業所で申請してください（複数の営業所等の申請はできません）。  
また、申請を希望する営業所は、当該営業所において申請を希望する営業種目の営業を営むことを認められていることが必要です。
- (4) 申請にあたっては、画面上の注意及び操作マニュアル（ポータルサイト掲載）に従ってください。  
なお、入力項目については、下書きチェックシート（ポータルサイト掲載）により事前確認することを推奨します。
- (5) 申請できる営業種目は後記「別表」のとおりです。
- (6) 申請データの送信後、速やかに共通審査自治体（※）及び申請先自治体に後記「4 別送書類」を送付してください。  
※ あいち電子調達共同システム（物品等）は、一度の申請で複数の自治体に申請することが可能で、各自治体が共通して必要とする書類を代表して確認する自治体を、共通審査自治体といいます。
- (7) 審査結果確認後、許可・登録等該当する項目がある場合は、あいち電子調達共同システム（物品等）により「追加届」を入力し送信してください。
- (8) あいち電子調達共同システム（物品等）の操作について不明な点がある場合は、次のヘルプデスクにお問い合わせください。

ヘルプデスク

電話番号：0120-511-270

受付時間：平日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午前9時から午後5時まで

### 3 受付期間

#### (1) 定時受付

令和6年1月4日（木）から令和6年2月15日（木）まで  
平日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時から午後8時まで  
早期の入札参加資格申請にご協力ください。

#### (2) 随時受付

令和6年4月1日（月）から令和8年2月16日（月）まで  
平日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午前8時から午後8時まで

### 4 別送書類

申請データ送信後、原則郵送により以下の書類を各1部、提出期限までに提出してください。

別送書類（各種証明書等）は、申請日において発行日より3か月以内のものに限ります（鮮明であれば写し可。）。

なお、申請先自治体によっては必要となる別送書類が異なる場合もありますので、2(1)のポータルサイトで確認し、申請データの入力を行う前に用意してください。

#### (1) 提出する書類

##### ア 春日井市が共通審査自治体の場合

下表の①～⑧のうち対象となっている書類を春日井市に提出してください。

##### イ 春日井市が共通審査自治体でない場合

下表の①、⑦、⑧のうち対象となっている書類を春日井市に提出してください。

なお、①のみとなる場合は、「別送書類なし」と余白に記入のうえ提出してください。

#### ※ 共通審査自治体について

あいち電子調達共同システム（物品等）は、契約を締結する1つの営業所で複数の団体に申請をする場合、欠格要件に関する審査を1つの団体（共通審査自治体）が代表して審査をします。

No.	書類名	対象	摘要
①	別送書類送付書	全ての申請者	あいち電子調達共同システム（物品等）から印刷したもの
②	履歴事項全部証明書	法人事業者	法務局登記官が証明したもの

③	代表者の身元証明書	個人事業者	本籍地の市区町村長が発行する身元証明書（日本国籍を有しない者は在留カード又は特別永住者証明書の写し（両面））
④	代表者の登記されていないことの証明書	個人事業者	全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課窓口にて発行されるもの ※ 東京法務局では郵送申請も可能
⑤	国税の納税証明書（未納のないことの証明）	全ての申請者	税務署が発行するもの 1 法人事業者は法人税、消費税及び地方消費税（その3の3 未納のないことの証明） 2 個人事業者は申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税（その3の2 未納のないことの証明）
⑥	愛知県税の納税証明書（未納の税額がないことの証明）	愛知県に納税義務がある申請者	愛知県の県税事務所が発行するもの 1 法人事業者は法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税、自動車税種別割（未納の税額のないこと用） 2 個人事業者は個人事業税及び自動車税種別割（未納の税額のないこと用）
		愛知県に納税義務がない申請者	愛知県税の納税義務がないことの申出書 【参考】ポータルサイト〈手引書・書類〉－「4. 参考資料」－「4-1 参考資料」－「愛知県税の納税義務がないことの申出書」
⑦	春日井市税の納税証明書	春日井市に納税義務がある申請者	春日井市が発行するもの 1 法人事業者は法人市民税、固定資産税 2 個人事業者は市県民税、固定資産税

		春日井市に納税義務がない申請者	提出書類は不要です。
⑧	許可・認可・登録等証明書の写し	登録、許可等を要する品目を申請する者	法令上、許可・認可・登録等を必要とする業種を希望する場合等 (医薬品、医療機器の製造・販売、廃棄物処理(収集・運搬、処分)、一般貨物輸送、バス運行・運転代行業務等)

※ 春日井市税の納税証明書については、申請日の年度分(法人市民税は直近の事業年度分)を提出してください。

※ 春日井市税については、委任のある場合、受任者(支店、営業所等)についても提出してください。

## (2) 提出期限

### ア 定時受付

申請データ送信日から7日以内必着。

ただし、最終提出期限は、令和6年2月22日(木)必着。

### イ 随時受付

申請データ送信日から7日以内必着。

7日以内に別送書類の提出がない場合、不受理となることがあります。

※ 上記ア、イの提出期限の最終日が日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合は、その翌日以降の最初の平日とします。

## (3) 提出先

〒486-8686

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市総務部総務課 庶務担当

## 5 入札参加の資格審査

入札参加の資格審査は、前記「1 申請者の要件」を満たしていることを確認します。

## 6 入札参加の資格審査状況照会

申請データ送信後は、あいち電子調達共同システム(物品等)にアクセスして「申請・審査状況確認」画面にて、審査の進捗状況を確認してください。別送書類及び申請内容に不備等がある場合には、補正指示が出されている場合がありますので、補正申請を行ってください。

【参考】ポータルサイトー〈手引書・書類〉－「3. 操作マニュアル」－「5-1 申請・審査状況の確認」

## 7 入札参加の資格審査結果確認

審査結果は、審査完了通知メールにより通知します（書面による通知は行いません）。なお、あいち電子調達共同システム（物品等）にアクセスして、「申請・審査状況確認」画面にて審査結果を参照することができます。

【参考】ポータルサイトー〈手引書・書類〉－「3. 操作マニュアル」－「2-3 審査結果の確認」

## 8 追加届

入札参加資格の認定後、正式な「本店ID・パスワード」であいち電子調達共同システム（物品等）にログインし追加届を登録してください。

### (1) 届出項目

申請先団体により必要となる届の種類が異なります。なお、春日井市に登録が必要な追加届は次のとおりです。

- ア 許可・登録等
- イ 契約実績

### (2) 届出期限

入札参加資格が認定されたことを確認後、速やかに（5日以内目安）入力してください。

【参考】ポータルサイトー〈手引書・書類〉－「3. 操作マニュアル」－「第8章 追加届」

## 9 入札参加資格の有効期限

入札参加資格決定の日（定時受付分は令和6年4月1日（月））から令和8年3月31日（火）まで有効とします。

ただし、令和8年4月1日（水）以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間、従前の入札参加資格は、その効力を有します。

## 10 会社更生手続開始決定・民事再生手続開始決定等に伴う入札参加資格の取扱いについて

地方自治法施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の対象となる競争入札参加資格者として認められた方であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始決定を受けた方は、再度の入札参加資格審査の申請をし、認定を受ける必要があります。

## 11 電子申請による入札参加資格決定後における登録内容の変更について

登録内容に変更が生じた場合は、速やかにあいち電子調達共同システム（物品等）により変更の手続きを行ってください。

ただし、定時受付分に係る変更手続きは、令和6年4月1日（月）から可能となります。

### (1) 変更内容の申請方法

あいち電子調達共同システム（物品等）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

なお、申請先自治体によっては必要となる別送書類が異なる場合もありますので、2(1)のポータルサイトで確認し、申請データの入力を行う前に用意してください。

ポータルサイト <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

### (2) 別送書類の提出

変更等事項	春日井市に提出する書類	摘要
申請者（本社）所在地 商号又は名称  代表者職氏名  法人・個人の区分	1 別送書類送付書（あいち電子調達共同システム（物品等）より印刷）  2 法人の場合 履歴事項全部証明書  3 個人の場合 変更内容がわかるもの	春日井市が共通審査自治体の場合に、法人は1と2、個人は1と3を提出してください。
営業種目の追加・変更	1 別送書類送付書（あいち電子調達共同システム（物品等）より印刷）  2 許可・認可・登録等証明書	2については法令上、許可・認可・登録等を必要とする業種を希望する場合は提出してください（2を提出する必要がない場合、1のみを提出してください）。  (例) 医薬品、医療機器の製造・販売、廃棄物処理（収集・運搬、処分）、一般貨物輸送、バス運行・運転代行業務等

合併、営業権譲渡等による事業の承継	(例) ・ 合併・営業権譲渡等契約書の写し ・ 法人の規模により合併・営業権譲渡等に関する公正取引委員会の届出受理書の写し ・ 登記事項証明書の写し	営業の同一性が認められる場合のみ、入札参加資格を承継することができます。また、内容確認のため、左記以外の書類を提出していただく場合や来庁していただく場合があります。
-------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------

別送書類（各種証明書等）は、申請日において発行日より3か月以内のものとし（鮮明であれば写し可。）。

上記の表は春日井市の場合です。申請先自治体によっては必要となる提出書類が異なる場合がありますので、詳細は各申請先自治体にお問い合わせください。

(3) 提出期限

申請データ送信日から7日以内必着

※ 提出期限の最終日が日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合は、その翌日以降の最初の平日とします。

12 その他

(1) 入札参加資格申請に際しては、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の入札参加資格申請をした場合は、指名停止措置や入札参加資格の取消の対象となる場合があります。

(2) 入札参加資格申請後は、確認のために入札参加資格申請内容を証明する書面の提示（提出）を求められることがありますので、入札参加資格申請は、必ず書面で証明できる内容により行ってください。

また、入札参加資格申請の内容を証明する書面は、入札参加資格者名簿の有効期間中は保管しておいてください。

(3) 入札参加資格申請に際して、申請者から提出された書類は返却しません。

(4) 当該入札参加資格申請に基づく入札参加資格者名簿を、あいち電子調達共同システム（物品等）の入札情報サービスで公表する予定ですので、あらかじめご了承ください。

- (5) 本電子申請にはICカードは必要ありません。なお、電子入札に参加するためには、あいち電子調達共同システム（物品等）へICカードの登録を行う必要があります。

春日井市では物品の製造・販売(特殊物品等を除く)の入札及び一部の委託業務の入札を原則電子入札で行っています。

市ホームページ <https://www.city.kasugai.lg.jp/>

【参考】市ホームページ〈事業者向け情報〉－「入札・契約」－「入札情報」－「あいち電子調達共同システムの運用拡大について」

## 別表

### 申請を希望する営業種目一覧表

- 1 希望する営業種目（中分類）を全業務（①物品の製造販売、②物品の買受け、③役務の提供等）を通して10種目以内で選択してください。
- 2 選択した営業種目について、取扱内容（小分類・細分類）を選択してください。
  - (1) 取扱内容の選択にあたっては、数の制限はありません。
  - (2) 「その他」を選択する場合には、具体的な内容も記入してください。
- 3 希望順位は、申請先団体が入札指名業者の選定の際の資料として利用します。申請先団体毎に異なった営業種目・順位で申請することもできますが、以降の手続きが複雑になりますので、全申請先団体に対して共通の基本順位で申請することを強くお勧めします。  
 （申請先団体毎に異なった営業種目・順位で申請する方法は、別途、操作マニュアルをご確認ください。）

#### 業務（大分類） 1 物品の製造・販売

営業種目(中分類)	取扱内容(小分類)
コピー	コピー、マイクロ写真製作、その他
荒物・雑貨	食器類、タオル製品、ビニール・プラスチック製品、日用雑貨、清掃用品、ごみ袋、自動車用品、雨具、漆器、木・竹製品、金物類、扇子・うちわ、靴・鞆、ベルト、ゴム製品、玩具、塗料、その他
薬品・試薬・農薬	一般用医薬品、医療用医薬品、試薬、農薬、工業薬品、動物用薬品 水処理薬品、プール用薬剤、凍結防止剤、衛生材料、ワクチン、その他
医療・理化学・計測機器	医療機器、理化学機器、計測機器、測量機器、環境測定機器、歯科技工物、介護福祉器具、その他
一般印刷	一般印刷（ポスター・パンフレット等のカラー印刷物、又は1万部以上の印刷物）
軽印刷	軽印刷（各種報告書等の3色以下で、かつ、1万部未満の印刷物）
フォーム印刷	フォーム印刷
出版・製本	美術印刷出版、活版印刷出版、グラビア印刷、雑誌出版、製本、手帳製作、各種帳簿製作、電子出版、その他
地図	地図製作、地図印刷、その他
農業・園芸用品	草花・種子・樹木、農業・園芸用品、肥料、飼料、庭石、その他
映像・音楽用品	楽器・楽譜、CD・レコード、映画フィルム・ビデオソフト、その他

紙・紙製品	紙、封筒（印刷付き封筒を含む）、ダンボール、その他
看板・旗・標識・徽章	看板、旗・のぼり・垂幕、徽章、シルクスクリーン印刷、シール印刷、盾・トロフィー・メダル、七宝製品、道路標識、保安用品、反射材製品、交通安全用品、プラスチック加工製品、ビニール加工製品、マグネット、その他
機械・器具	農業機械、木工機械、金工機械、工作機械、建設機械、各種産業機械、工業用ポンプ、空調機器、自動販売機、遊園器具、舞台装置（大型照明・音響）、印刷関連機器、焼却炉、生ごみ処理機、電気機器、各種計器類（各種メーター）、給排水機器、その他
ゴム印・印章	ゴム印・印章・スタンプ
写真機器	カメラ、映写機、投影機、光学機械器具、写真用品、現像・焼付、その他
自動車・自転車	乗用車、貨物自動車、乗合自動車、二輪自動車、消防用車両、救急用車両、清掃用車両、建設用特殊車両、その他架装車・特種用途自動車、自動車部品、自転車・自転車部品、遊戯用自転車、その他
船舶	大型船舶、小型船舶、ヨット・カヌー、船舶用機械、船舶部品、その他
航空機	飛行機、ヘリコプター、航空用機械、航空機部品、その他
警察用品・消防防災用品	警察用被服、警察用品、消防用被服、消火器、消防用機材、警報装置、防災用品、靴・履き物、ヘルメット、その他
食料品	お茶、弁当、菓子、食品・食材、非常用食料、その他
スポーツ用品	武道用品、体育施設用品、一般スポーツ用品、その他
燃料	ガソリン・軽油、重油、灯油、潤滑油、LPガス、圧縮天然ガス、海上給油、都市ガス、その他
繊維製品	制服、作業服・事務服、帽子、呉服・織物、テント・シート、その他
寝具・室内装飾・家具	ふとん・毛布、ベッド、カーテン、じゅうたん・カーペット、畳・ふすま、既製家具、特注家具、その他
資材・素材	木材、鋼材、コンクリート、土砂、舗装材、溶接材、上下水道材、軸・壁・屋根材、建具・内外装材、ガラス・サッシ材、その他
厨房機器	流し台・調理台、調理器、給茶機、食器洗浄機、食器消毒保管庫、業務用冷蔵庫・冷凍庫、その他
ガス器具	ストーブ、コンロ、その他
電気製品	一般家電製品、視聴覚機器、その他
通信機器	有線通信機器、無線通信機器、その他
電算機器	大型コンピュータ、パソコン、OA周辺機器、OA関連消耗品、その他

文房具・事務用機器	文房具、事務用機器、事務用家具、額縁、金庫、その他
時計・貴金属・眼鏡	時計、貴金属、宝石、眼鏡、その他
学校教材等	学校教材、保育教材、玩具・遊具、図書館用品、その他
電力	電力
贈答用品	贈答用品、ギフトカタログ商品、その他
図書	一般図書、新聞、外国図書、その他
特殊物品	動物、美術品、選挙用品、その他

業務（大分類） 2 物品の買受け

営業種目(中分類)	取扱内容(小分類)
不用品買受	金属屑、古紙、繊維屑、合成樹脂、ゴム屑、ウエス、農業機械、建設機械、各種産業用機械、自動車、自動二輪車、自動車部品、自転車、船舶、航空機、パソコン・OA機器、電化製品、立竹木、その他

業務（大分類） 3 役務の提供等

営業種目(中分類)	取扱内容(小分類・細分類)
建物等各種施設管理	<p>清掃</p> <p>〔 庁舎清掃、病院清掃、室内環境測定、配水管清掃、舗装道機械清掃、雨水排水施設機械清掃（枘・排水管等）、公園清掃、公衆トイレ清掃、遊具清掃、その他 〕</p> <p>機械設備保守点検</p> <p>〔 電気設備、冷暖房・空調設備、冷蔵・冷凍設備、ボイラー設備、エレベータ設備、エスカレータ設備、自動ドア、道路トンネル附帯設備、街灯・屋外照明灯設備、信号設備、ポンプ設備、定温設備、自家用電気工作物、その他 〕</p> <p>通信設備保守点検</p> <p>〔 電話交換機、無線設備（防災行政無線等）、コンピュータ関連機器、テレビ設備、その他 〕</p> <p>消防設備保守点検</p> <p>〔 火災報知器、消火設備、非常通報装置、その他 〕</p>

	<p>測定機器保守点検 〔 大気測定機器、水質測定機器、試験検査・医療機器、その他 〕</p> <p>浄化槽等清掃・点検 〔 浄化槽清掃、浄化槽保守点検、汚水枡清掃、汚水処理施設保守点検、汲み取り処理、その他 〕</p> <p>貯水槽等清掃・点検 〔 貯水槽清掃、貯水槽保守点検、井戸清掃（排土砂等）、その他 〕</p> <p>上・下水道施設管理 〔 上水道施設管理（運転・点検・保守）、下水道施設管理（運転・点検・保守）、上・下水道料金検針・徴収、上・下水道管漏水調査、その他 〕</p> <p>専用施設管理（運転・点検・保守） 〔 河川浄化施設管理、排水施設管理、道路排水施設管理、ごみ焼却施設管理、体育施設管理、遊具管理、噴水施設管理、プール施設管理、共同溝施設管理、水門等施設管理、その他 〕</p> <p>植物管理 〔 除草・草刈、草地・樹木管理、草花管理、チップ堆肥化、ビル緑化、都市緑化、森林整備、その他 〕</p> <p>病害虫、ねずみ、蜂等駆除 〔 建物病害虫駆除、樹木病害虫駆除、ねずみ駆除、白蟻駆除、害鳥駆除、蜂駆除、医療器具滅菌、その他 〕</p> <p>廃棄物・リサイクル 〔 一般廃棄物処理（収集・運搬）、一般廃棄物処理（処分）、産業廃棄物処理（収集・運搬）、産業廃棄物処理（処分）、特別管理産業廃棄物処理（収集・運搬）、特別管理産業廃棄物処理（処分）、自動車引取り、自動車フロン回収、自動車解体、自動車破砕、古紙リサイクル、その他 〕</p> <p>警備・監視 〔 施設警備、機械警備、会場警備、プール監視、防災監視、エレベータ運転操作、その他 〕</p> <p>受付 〔 受付（庁舎・施設）、電話交換、駐車場管理運営（警備業法適用外）、会場案内、その他 〕</p>
運搬・保管等	<p>運搬・保管 〔 引越・事務所移転、美術品運搬、土砂運搬、給食配送、倉庫、特殊倉庫、その他 〕</p> <p>梱包・発送 〔 梱包作業、ダイレクトメール、宅配便、その他 〕</p>

	輸送 〔 一般貨物輸送、海上輸送、その他 〕
映画等製作・広告・催事	映画等製作 〔 映画、ビデオ、テレビ番組、写真撮影、その他 〕 広告 〔 広告企画・代行、その他 〕 催事 〔 イベント企画、会場設営、展示、音響、舞台照明、その他 〕 デザイン 〔 デザイン、展示物等の製作、その他 〕
自動車等点検整備	自動車点検・車検、自動車整備、自動二輪車点検整備、船舶点検整備、航空機点検整備、その他
給食	病院給食、学校給食（調理員派遣）、学校給食（デリバリー）、食器洗浄、その他
検査・測定	大気・空気測定、水質・土壌測定、騒音・振動測定、臭気測定、ダイオキシン測定、作業環境測定、放射能測定、アスベスト測定、人間ドック、集団検診（人間ドックを除く）、臨床検査、理化学検査、電波障害、その他
調査委託	市場調査、世論調査、環境調査、企業調査、建築調査、電気通信関係調査、総合研究所、地理調査、遺跡発掘調査、交通関係調査、不動産鑑定、土地家屋調査、不動産登記、福祉関係調査、農業関係調査、観光関係調査、その他
コンピュータサービス	システム開発、データ処理、Webページ作成、インターネット関連サービス、ネットワーク整備、オペレーション、コンピュータ研修、コンピュータサポート業務、システム調査・分析、その他
航空写真・図面	航空写真・図面製作、写図、地図製作、その他
クリーニング	一般被服、寝具、カーテン、防災加工、医療関連クリーニング（基準寝具類・滅菌処理）、医療関連クリーニング（基準寝具類以外（白衣、手術衣等））、その他
リース・レンタル	建物（仮設ハウス・トイレ等）、樹木、機械器具、電子計算機（汎用機、サーバ等）、情報関連機器（パソコン、小型プリンタ等）、複写機（複写サービスを含む）、ファクシミリ、医療機器、介護福祉器具、基準寝具、家具・室内装飾・寝具、清掃用具・玄関マット、自動車、イベント用品、その他
保険業	生命保険、自動車保険、損害保険（自動車保険を除く）、その他
旅客業	旅行、ハイヤー、タクシー、バス運行業務、運転代行業務、その他

審査業務	I S O 審査業務、経営診断業務、その他
外国語	外国語通訳・翻訳、外国語研修、その他
その他の業務委託等	手話、速記、研修、楽器調律、図書等整理、人材派遣、筆耕・タイプ、医療事務、放置駐車車両確認、気象情報提供、機密文書・データ廃棄、マイクロフィルム撮影、入浴・介護、溶接・鉄工、火葬炉残骨灰処理、施設内売店業務、その他